

千葉市中小企業者緊急特別支援金 F A Q

令和4年12月1日

No.	種別	件名	回答										
1	制度	支援金制度を創設した理由は。	コロナ禍における急激な原油価格・物価高騰の影響で苦しい経営環境が続いている市内の中小企業者等に対して、市内事業者への事業継続の支援をするために創設しました。あわせて、事業継続計画（BCP）策定を促進することで市内経済の維持につなげるためにBCP策定加算支援金を設けております。										
2	制度	千葉市中小企業者緊急特別支援金とは何か	以下アとイの支援金を総称し、千葉市中小企業者緊急特別支援金としております。 ア 原油価格・物価高騰対応支援金 対象期間の対象となる費用の合計が基準期間の対象となる費用の合計に比べ増加した中小企業者に対する給付金 イ BCP策定加算支援金 前記アの給付対象者のうち、令和2年4月以降に自然災害及び感染症を踏まえたBCPを策定又は改定した中小企業者に対する給付金										
3	制度	(1) 対象期間とは (2) 基準期間とは	(1) 令和4年4月から8月までの期間、又は令和4年9月から11月までをいいます。 (2) 令和3年4月から8月までの期間、又は令和3年9月から11月までの期間をいいます。										
4	制度	原油価格・物価高騰対応支援金で、対象となる費用とは何か	①原材料費（原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造運賃）②燃料費（ガソリン、重油、軽油、灯油）③光熱費（電気、ガス）です。基準期間の単価と、対象期間の単価を比較し、直近の単価が増加している費用が対象となります。										
5	制度	申請にはどのような書類が必要となるのか。（コスト増加を証明する書類は何を提出すればよいのか）	申請書のほか、誓約書・同意書、確定申告書の写し、通帳の写し、本人確認書類の写し、国民健康保険証等の提出が必要です。 また、1年前の単価と直近の単価が分かる書類として、仕入台帳、納品書、領収書の写しの提出が必要です。 仕入台帳や納品書等は、全ての物品について提出する必要はなく、主な物品について資料を提出してください。 なお、BCP策定加算支援金を申請する際には、策定したBCPの写しが必要です。										
6	制度	BCPとはどのようなものか	自然災害や感染症などの緊急事態における事業の継続や早期復旧のための対策について策定する事業継続計画をいいます。										
7	制度	BCP策定加算支援金を受給する際にどのようなBCPでも受給できるのか。	本市支援金の受給に必要なBCPは、以下の3点を踏まえ作成したものとしております。 ・ 中小企業BCP策定運用指針（平成18年中小企業庁）の入門コースで定める7項目（①基本方針②重要商品③被害想定④事前対策の検討⑤緊急時の体制⑥BCPの定着⑦BCPの見直し）を含んでいること。 ・ 令和2年4月以降に自然災害だけではなく、感染症を含む内容で策定又は改定していること。 ・ 策定等に当たっては、必ず自社を想定し、実現可能な計画であること。										
8	申請	原油価格・物価高騰対応支援金を申請していないが、BCP策定加算支援金のみ申請することは可能か。	できません。 原油価格・物価高騰対応支援金を申請した方のみ、BCP策定加算支援金の申請が可能です。										
9	制度	支援金の給付額はいくらか。	1者当たり最大で35万円の支援金を給付します。 ア 原油価格・物価高騰対応支援金 以下の表の区分（コスト増加額）に対応した金額を給付します。 <table border="1" data-bbox="614 1787 1385 1892"> <tr> <td>コスト増加額</td> <td>10万円以上 20万円未満</td> <td>20万円以上 30万円未満</td> <td>30万円以上</td> <td>20万円以上</td> </tr> <tr> <td>給付額 (1者あたり)</td> <td>5万円</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>一律10万円</td> </tr> </table> イ BCP策定加算支援金 1者当たり10万円を給付します。	コスト増加額	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	20万円以上	給付額 (1者あたり)	5万円	10万円	15万円	一律10万円
コスト増加額	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	20万円以上									
給付額 (1者あたり)	5万円	10万円	15万円	一律10万円									

No.	種別	件名	回答																							
10	制度	支援金の対象となる中小企業者等とは。	<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する法人又は個人が対象です。なお、中小企業基本法に基づかない法人格をもつ社会福祉法人や医療法人、NPO法人の場合も下記表を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合には支援金の対象となります。</p> <p>（中小企業基本法第2条第1項に規定される中小企業者の範囲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">下記のいずれかを満たす者</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業/飲食業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業/情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下 ※ゴム製品製造業は従業員900人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	下記のいずれかを満たす者		資本金	従業員の数	小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業）	3億円以下	300人以下 ※ゴム製品製造業は従業員900人以下
業種	下記のいずれかを満たす者																									
	資本金	従業員の数																								
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下																								
卸売業	1億円以下	100人以下																								
サービス業	5,000万円以下	100人以下																								
旅館業	5,000万円以下	200人以下																								
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業）	3億円以下	300人以下 ※ゴム製品製造業は従業員900人以下																								
11	制度	個人事業者とは	<p>中小企業者のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の第一表における「収入金額等」を有する方、又は住民税の申告書類において事業欄に相当する箇所に「収入金額等」を有する方をいいます。</p>																							
12	制度	事業収入以外で申告する個人事業者の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収入以外で申告する方については、個人事業の開業・廃業届出書（所得税法第229条）を提出している方で、かつ事業の開始等の事実があった日から1月以内に提出していることが必要です。 ・これまで開業届の提出をしていない方や提出済であっても事業の開始等の事実があった日から1月以上経過してから提出されている方は対象外としております。 																							
13	制度	「常時使用する従業員」とは。	<ul style="list-style-type: none"> ・「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）となり、基本的に事業主や法人の役員は含まれず、予め解雇予告が必要な正規社員などが該当します。 ・パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等については、予め解雇の予告が必要か否かにより、従業員数を記載してください。 																							
14	制度	支援金の使途制限はあるのか。	<p>制限はありません。事業継続や感染症予防対策、新たな生活様式への対応など、広くご活用いただけます。</p>																							
15	制度	国、県、市など行政が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等と重複して申請し、受給することは可能か。	<p>原則重複申請、重複受給が可能です。ただし、以下の点にご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請期間毎に定めた期間内に行政が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金等を受給（申請予定分を含む）した金額をコスト内訳書に記入し、差し引いてください。 <p>※例）農業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市が実施する肥料価格高騰対策事業給付金（農業生産振興課）を申請する方は、千葉市中小企業者緊急特別支援金における原油価格・物価高騰の影響を受ける費用に肥料を計上することはできません。 																							
16	制度	どのような中小企業者が対象になるのか ①（所在地に関する要件）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合には、本社又は本店を千葉市内に有する者としており、直近の確定申告書の納税地で判断します。 ・個人事業者の場合には、本市に住所を有するもの又は市内に主たる事業所を有するものとしております。 <p>具体的には、支援金の申請日時時点で本市に住民票をおいている方、又は直近の確定申告書における事業所所在地が千葉市内になっている方が対象です。</p> <p>※法人においては、直近の確定申告書において千葉市内の所在地が記載されていても、申請日時時点で市外に移転している場合には申請できません。また、個人事業者においても（本市に住民票を有する方を除き）同様です。</p>																							
17	制度	どのような中小企業者が対象になるのか ②（所在地以外の要件（概要））	<p>前記所在地の要件に加え次の（1）（2）を満たす必要がございます。</p> <p>（1）対象期間の期首から申請時点まで継続して事業を行っており、今後も事業の継続のための取り組みを千葉市で実施する意思があること。（新規開業者にあたっては、No18をご覧ください。）</p> <p>（2）対象期間と基準期間の対象となる費用の合計を比較した結果、原油価格・物価高騰の影響により、対象期間の対象となる費用の合計が10万円以上増加していること。</p> <p>その他の細かい要件は、「申請の手引き」「千葉市中小企業者緊急特別支援金給付要綱」においてご確認ください。</p>																							
18	制度	（法人・個人）新規開業者は対象になるのか	<p>対象になります。</p> <p>ただし、対象期間の期末までに開業し、事業を開始していることが必要です。なお、開業者に係る要件緩和等の特例は設けておりません。</p>																							

No.	種別	件名	回答																								
19	制度	登録確認機関による事前確認は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・本支援金においては、登録確認機関による事前確認は不要です。 ・ただし、確定申告等による書面審査のほか、申請者に電話等で事業実態の確認等を行うこととなっておりますので、ご協力をお願い致します。 																								
20	制度	支給額が全然足りない。	業種を限定せず多くの市内中小企業者の皆様に対して、急激な原油価格・物価高騰による影響を緩和できる制度を検討した結果、現在の給付額となりました。																								
21	制度	市内に複数の店舗があるのに、店舗が一つの事業者と同額では不公平ではないか。	過去の支援金事業と同様に店舗数に関わらず、一律の金額とさせていただきます。																								
22	制度	市内に複数の店舗があるのに、本社が市外だと対象外になる理由は。	今後も長期に渡り本市において事業継続が見込める市内事業者に対し、給付を行うこととしました。																								
23	制度	個人事業主のうち、市内に店舗がない市内居住者について対象者とした理由は。	個人住民税の納税義務者となることに着目し、市外で営業される個人事業者についても対象としております。																								
24	制度	費用のうち事業分・自家用分がある場合の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等で全体費用を按分し事業分を算出している場合は、その例にならない事業分の費用を算出してください。 ・具体的には、既に確定申告を行っている分はその時の申告内容にならない、今後確定申告を行う分はどのように費用を算出して申告するか想定し、事業分の費用を算出してください。 																								
25	申請	原油価格・物価高騰対応支援金を申請し受給した後に、コスト増加額を少なく見積もっていたことが判明した。この場合、差額分を追加申請することは可能か。	原油価格・物価高騰対応支援金の申請は一度のみとなるため、差額分を追加申請することはできません。 ※申請した結果、非該当となった方についても再申請はできません。																								
26	申請	原油価格・物価高騰対応支援金を申請し受給した後に、コスト増加額を多く見積もっていたことが判明したが、どうすればよいか。	正しいコスト増加額で再度計算いただき、給付額が多く支払われていた場合には給付決定を取り消し、返金いただくこととなります。 このほかにも、申請後に書類内容に誤りがあることが判明した場合には、コールセンター（TEL 043-202-1821）にご相談ください。																								
27	申請	国・県・市など行政が実施する原油価格・物価高騰に係る支援金を受給したが、資料を提出する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に受給に係る資料を提出する必要はありません。 ・本支援金を受給後に資料提出を求める可能性がございますので、申請時に記載した数字が分かる資料については7年間保管をお願い致します。 																								
28	申請	複数の法人を経営している場合、それぞれの法人で申請することはできるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれ申請することが可能です。 ・給付要件をそれぞれの確定申告書類にて確認し、要件を満たしていることが確認できれば複数の法人に給付します。 																								
29	申請	申請書の取得方法を教えてください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配架場所 1</th> <th>配架場所 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td>2階 モノレール連絡通路側出入口すぐのカウンター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中央区役所</td> <td>地域振興課（きぼーる11階）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花見川区役所</td> <td>1階 情報コーナー</td> <td>2階 地域振興課</td> </tr> <tr> <td>稲毛区役所</td> <td>1階 情報コーナー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若葉区役所</td> <td>1階 ロビー（地域振興課相談班前のチラシ置場）</td> <td>3階 地域振興課</td> </tr> <tr> <td>緑区役所</td> <td>2階 正面玄関を入れて右側のチラシ置場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>美浜区役所</td> <td>1階 情報コーナー</td> <td>3階 地域振興課</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配架場所 1	配架場所 2	本庁舎	2階 モノレール連絡通路側出入口すぐのカウンター		中央区役所	地域振興課（きぼーる11階）		花見川区役所	1階 情報コーナー	2階 地域振興課	稲毛区役所	1階 情報コーナー		若葉区役所	1階 ロビー（地域振興課相談班前のチラシ置場）	3階 地域振興課	緑区役所	2階 正面玄関を入れて右側のチラシ置場		美浜区役所	1階 情報コーナー	3階 地域振興課
区分	配架場所 1	配架場所 2																									
本庁舎	2階 モノレール連絡通路側出入口すぐのカウンター																										
中央区役所	地域振興課（きぼーる11階）																										
花見川区役所	1階 情報コーナー	2階 地域振興課																									
稲毛区役所	1階 情報コーナー																										
若葉区役所	1階 ロビー（地域振興課相談班前のチラシ置場）	3階 地域振興課																									
緑区役所	2階 正面玄関を入れて右側のチラシ置場																										
美浜区役所	1階 情報コーナー	3階 地域振興課																									

No.	種別	件名	回答
30	申請	いつ支援金が振り込まれるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類などに不備がない場合は、概ね4週間程度で指定口座への入金を予定しております。 ・なお、支給が決定した方には、振込予定日が記載された給付可否決定通知書を送付いたします。 ・ただし、特例による給付申請をなされる場合や、申請内容に何らかの不備がある場合には、給付までに時間を要しますので、ご理解いただけますようお願いいたします。
31	申請	個人事業主の場合、申請書等に記載する所在地は、事業所所在地または自宅の住所のどちらを記載すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所所在地を記入をお願いします。 ・なお、申請書（様式第1号）の「1申請者の概要」における申請者種別の個人事業主の欄には、別途提出いただく本人確認書類の写しと同じ住所の記入をお願いします。
32	申請	申請書には、いつ時点の従業員数を記載すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書における従業員数は、申請日時点の従業員数としてください。 ・ただし、申請日時点の従業員数により、はじめて中小企業者に該当（No.10の表を参照して下さい）する場合は、別途、現在の従業員数がわかる書類の写しを追加資料としてご提出ください。
33	申請	誓約書・同意書は、所在地や名称も自署する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地、名称の欄は、押印や印字による記載でも構いません。 ・ただし、代表者職・氏名の欄については、必ず自署してください。（法人等の場合は代表者の自署、個人事業主は本人の自署） ・オンライン申請の場合には、自署した書類をスキャンニングなどにより、PDFなどの電子データに変換していただき、その後、申請画面上で添付していただきます。
34	申請	申請手続上、押印は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に押印は不要です。
35	申請	代理での支援金の受け取りは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要がございます。 <ol style="list-style-type: none"> ①委任状（委任者・受任者双方の署名または記名押印、「市支援金の受け取り」を委任する旨記載） ②委任者・受任者の顔写真付き本人確認書類の写し ③代理受取口座の通帳の写し ・なお、法人の場合において、代表者の個人名義の口座に振り込む場合は、上記書類は不要となります。
36	申請	代理での申請は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。（なお、「申請手続」を代理人が行う場合も、申請者は法人（代表者）、個人事業主となります） <ol style="list-style-type: none"> ①委任状（委任者・受任者双方の署名または記名押印、「申請手続」を委任する旨の記載） ②委任者・受任者双方の顔写真付き本人確認書類の写し ・なお、法人に属する従業員が担当者として申請手続を行う場合は、委任状の添付は不要です。 ・「申請手続」のほか、「支援金の受け取り（申請者名義以外の口座への振込）」を代理で行う場合は、両方を委任する旨の記載をお願いします。
37	申請	（法人・個人）開業月の確認方法は。	<p>（法人）法人設立届出書（法人税法第148条）に記載された設立年月日とします。 （個人）個人事業の開業・廃業等届出書（所得税法第229条）に記載された開業・廃業等日とします。</p> <p>（法人・個人）いずれも收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されている必要があります。</p>
38	申請	（法人・個人）確定申告等の押印がない場合はどうしたらよいか。	<p>以下の順番で確認いただき、追加書類のご準備をお願いします。</p> <p>（法人）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。 ②e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は、「受信通知」を添付すること。 ③收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」のいずれも存在しない場合には、当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出すること。 <p>（個人）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。 ②e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知」を添付すること ③收受日付印等が存在しない場合には、当該年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出すること ④收受日付印等及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、当該年の課税証明書又は非課税証明書を併せて提出すること。
39	申請	（法人・個人）確定申告書などは、いつの年の控えの写しを提出すればよいか。	<p>（法人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（申請日時点で）直近の申告書 <p>（個人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告書 令和3年分（※市民税申告書の場合は令和4年度分）

No.	種別	件名	回答
40	申請	(法人・個人) 確定申告書の提出が遅れているが、古い年度のを提出しても良いか。	(法人・個人) 古い年度の申告書では支援金の申請をお断りしております。法令等で申告期限が定められている申告書にあっては、その期限経過後における直近の申告書が必要となります。
41	申請	事業承継、法人成等とは何を想定しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継は、個人事業主の代替わりを想定しており、申請者と確定申告書類の名義が異なることです。 ・法人成は、個人事業主が法人化することを想定しており、この場合は申請者と確定申告書類の名義が異なることです。 ・このほか、個人成、合併、分割などを想定しています。 ・なお、いずれも事業の継続性の確認や事業承継等があったことが確認できる書類の写しを追加資料として添付いただく必要があります。(開業届、法人設立届、履歴事項全部証明書、事業承継等を行った者の確定申告書 等)
42	申請	(法人) 令和3年分の所得税確定申告書を提出後、法人成り(個人事業主⇒法人化)をした場合の提出書類について	<p>個人事業者の時に実施していた事業が法人に引き継がれていることを確認できる資料が必要です。具体的には以下の資料をもって確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書 ・法人設立届出書(設立届出書には、事業の引継ぎが確認できる文言が掲載されている必要があります)
43	申請	(法人) 「4月～8月分を申請する場合」 2021年4月～2022年8月の期間に法人成り(個人事業主⇒法人化)をした場合のコストの確認方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化する前においては、法人化前の個人事業者の個人事業コストを採用し、法人化した後においては法人事業コストを採用して比較してください。その結果、令和4年4月から8月の対象となる費用の合計が前年同期間の対象となる費用の合計に比べ10万円以上増加していることが必要です。 ・必要となる追加資料は以下の資料です。 ①個人事業の開業・廃業等届出書 ②法人設立届出書(※事業の引継ぎが確認できる文言が掲載されている必要があります。) <p>※「9月～11月分を申請する場合」においても考え方は同様です。</p>
44	申請	(法人) 「4月～8月分を申請する場合」 2022年8月以降に法人成り(個人事業主⇒法人化)をした場合のコストの確認方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・対象期間及び基準期間ともに法人化前の個人事業者の個人事業コストを採用して比較してください。その結果、令和4年4月から8月の対象となる費用の合計が前年同期間の対象となる費用の合計に比べ10万円以上増加していることが必要です。 ・必要となる追加資料は以下の資料です。 ①個人事業の開業・廃業等届出書 ②法人設立届出書(※事業の引継ぎが確認できる文言が掲載されている必要があります。) <p>※「9月～11月分を申請する場合」においても考え方は同様です。</p>
45	申請	確定申告時と支援金の申請時で、法人の代表者が異なる場合はどうしたらよいか。	<p>追加資料として、下記書類のいずれかを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異動届出書 ・履歴事項全部証明書(申請時点で原則3か月以内のもの、コピー可)
46	申請	法人及び個人の確定申告書、市県民税申告書の控えがない場合(未申告の場合)、給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・税申告の控えがない場合は、申請書類の不足により支援金を給付できません。 ・税申告は、事業を営むにあたり、必要な手続きであるため、紛失等された場合については、申告を行った税務署、または市税事務所へご相談ください。 <p>(参考) 市税事務所</p> <p>「花見川区、稲毛区、美浜区に居住している方」⇒西部市税事務所(043-270-3140) 「中央区、若葉区、緑区に居住している方」⇒東部市税事務所(043-233-8140)</p>
47	申請	所得税がかかっていない、又は少額のため所得税の確定申告書の提出が不要であると言われたため、確定申告書の写しを添付することができない場合はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税申告書(両面)と収支内訳書の控え(1枚)の写しを取得し、提出してください。 ・市税事務所にお電話いただき、ご相談ください。 「花見川区、稲毛区、美浜区に居住している方」⇒西部市税事務所(043-270-3140) 「中央区、若葉区、緑区に居住している方」⇒東部市税事務所(043-233-8140)
48	申請	当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいか。	<p>電子通帳等の画像を提出してください。 同様に、当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出してください。</p>

No.	種別	件名	回答
49	申請	本人確認書類の写しは、何を提出したらよいか。	下記の顔写真付きのものを提出してください。 ・運転免許証（両面） ※運転経歴証明書でも可 ・個人番号カード（表面のみ） ・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ） ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者の者に限る） ※顔写真付きのものがない場合は、パスポート（顔写真付きページ）又は各種健康保険証（被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキングしたもの）と住民票の写しの提出により、代替することができます。
50	給付要件	確定申告書提出以降に規模を縮小し、申請時点において中小企業者となった場合は、申請が可能か。	申請が可能です。 直近の確定申告書においては、資本金や従業員数等の規模が確認できないため、規模を縮小したことが分かる資料（法人登記簿謄本の写し）を併せて提出いただけます。
51	給付要件	申請日までに市外に移転した場合は対象となるか。	（法人） 対象となりません。 申請日時点で市外に本店を移転された事業者は、給付の対象外となります。 （個人） 市外への引っ越し又は市外への事業所の移転を行った場合、①千葉市の居住者（住民票で確認）であること②引き続き市内に主たる事業所があること（令和3年分確定書で確認）のいずれかを満たす場合は給付の対象となります。
52	給付要件	申請日までに市外から市内に移転してきた場合は対象となるか。	（法人等の場合） 申請日時点で千葉市内に本店を有している事業者は対象となります。 ⇒異動届出書や履歴事項証明書をご提出ください。 （個人事業者等の場合） 申請日時点で千葉市の居住者（住民票で確認）は対象となります。 千葉市の居住者ではなく、市外から市内に事業所を移転された方については給付の対象外となります。
53	給付要件	個人事業主として市外に事業所があるが、市内在住の場合は対象となるのか。	対象となります。 個人事業者等の要件は、市内に住所を有する者（免許証や住民票にて確認）又は市内に主たる事業所を有する者（確定申告書の決算書にて確認）となっています。
54	給付要件	業種の指定はあるのか。	給付対象外となる場合を除き、業種の指定は特にありません。 給付対象外となるのは、下記の通りとなります。 ・法人税法別表第1に規定する公共法人 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務委託営業を行う者 ・宗教上の組織又は団体 ・政治団体 ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
55	給付要件	個人の場合で、不動産収入のみを有する場合に、要件を満たす場合には給付を受けられるか。	受けられません。 確定申告書上で事業収入（営業、農業、業務委託契約により生じる収入）を有する方を対象としております。
56	給付要件	個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方給付されるか。	それぞれの形態で市内で事業実態があり、給付要件に該当する場合には、個人分と法人分を給付いたします。
57	給付要件	新規開業は対象になるか。	（4月～8月分の申請をする場合） 遅くとも令和3年8月までに開業している必要があります。 また、令和3年8月の売上及びそれに伴う費用がない場合は対象となりません。 （9月～11月分の申請をする場合） 遅くとも令和3年11月までに開業している必要があります。 また、令和3年11月の売上及びそれに伴う費用がない場合は対象となりません。
58	給付要件	新規開業した場合や休業期間がある場合はどのようにコスト増加額を考えればよいか。	・対象期間の対象となる費用の合計が前年同期間の対象となる費用の合計と比較し、一定額以上増額する場合は申請可能です。 （例）令和3年7月に開業した場合、基準期間が7月と8月のみとなるが、令和4年の4月～8月の費用合計と比較し、10万円以上増額するか確認。

No.	種別	件名	回答
59	給付要件	コストを比較する際に取引量などを統一したうえで比較する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・取引量などを統一する必要はございません。 ・原油価格・物価高騰の影響を受けている品目があること、かつその影響を受ける品目のコスト合計額を対象期間と基準期間で比較した結果、対象期間のコストが一定額以上増加していることが必要です。
60	給付要件	個人事業主が事業を行っているかの判断は、収入の種類により判断をするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税の確定申告書において事業収入が計上されていることを判断基準といたします。 ・事業収入以外の収入で申告されている方については、個人事業の開業・廃業届出書を事業開始後1月以内に提出されている方に限り、個人事業主として判断します。
61	給付要件	被雇用者や社会保険（健康保険）の被扶養者は対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象になりません。本業として事業活動をされている事業者が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他の御家族等の収入で主に生計を立てられているものと見なし、対象外となります。 ・申請日時点ではなく、対象期間の期首から申請日の期間に継続して①被雇用者②社会保険の被扶養者ではないことが必要です。
62	給付要件	士業は該当になるか。	該当になります。
63	BCP策定加算	自然災害等を踏まえたBCPを所有しているが、BCP策定加算支援金に申請できるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPの内容が中小企業BCP策定運用指針に則った内容であり、令和2年4月以降に感染症を踏まえた内容を盛り込んだBCPに改定されていれば対象となります。 ・本市が定めるチェックリストにおいて要件を満たしているかご確認ください。
64	BCP策定加算	BCPはどのように作成したらよいのか。	本市が作成しました独自の様式と策定ガイドをご活用いただくことで、BCPの作成が進めやすくなります。本市独自の様式と策定ガイドは、中小企業庁のBCP策定運用指針を参考に作成しております。なお、本市独自の様式ではなく、オリジナルの様式で作成していただくことも可能です。
65	BCP策定加算	BCPはどのような様式でもよいのか。	どのような様式でも結構ですが、①基本方針②重要商品③被害想定④事前対策の検討⑤緊急時の体制⑥BCPの定着⑦BCPの見直しの7項目に相当する内容を盛り込む必要があります。本市が作成しました独自の様式と策定ガイドをご活用いただくことで、BCPの作成が進めやすくなります。任意の様式の場合、項目名が上記①～⑦と一字一句一致する必要はありませんが、7項目に相当する内容がBCPの何ページ目に記載されているかを申請時チェックリストに必ず記入してください。
66	BCP策定加算	BCPについて、必須とされている7項目以外で自社の事業継続に必要な項目があれば、それも追加で盛り込んだBCPを提出して申請してもよいのか。	①基本方針②重要商品③被害想定④事前対策の検討⑤緊急時の体制⑥BCPの定着⑦BCPの見直しの最低限必要な7項目が含まれていれば、さらに充実したBCPとなっている場合にも申請可能です（その場合、BCPの必須7項目の部分のみ抜粋するのではなく、BCP全体をご提出ください）。
67	BCP策定加算	経済産業省が認定している「事業継続力強化計画」の様式を使用したBCPを提出してもよいのか。	申請可能です。「申請時チェックリスト」を用いて必須7項目に相当する内容の記載があるかをご自身で確認し、もしも未記載の項目があれば、任意の「別紙」様式に未記載であった項目について内容を記載し、「事業継続力強化計画」の様式に添付してご提出ください。
68	BCP策定加算	申請に必要な要件を備えるBCPの作り方を知りたい。	<p>以下の方法でBCPについてご案内しております。</p> <p>①説明動画 「BCPとは何か、策定必要性等の総則部分」のほか、今回の支援金受給に必要な「BCPに盛り込む7項目とその記載方法」が分かる動画を発表予定（申請開始日）です。</p> <p>②説明会及び相談会 ・BCPの必要性等にかかる説明会を12月14日に千葉市生涯学習センターにて開催予定です。詳細は、別途ホームページなどでご紹介します。 ・説明会終了後に相談会を実施します。事前に予約が必要となりますので、特設ホームページでご確認ください。https://chibacity-kinkyushien.com/</p> <p>③千葉市中小企業者緊急特別支援金事務局（窓口） ・面会又はオンラインによる相談が可能です。 ・事前予約制となっております。 ご相談を希望される場合には、事務局にメール又はFAXにてお問合せください。 FAX: (043-202-6008) E-mail: (chibacity-kinkyushien@jtb.com)</p>
69	BCP策定加算	BCPの書き方について教えてくれる機関はあるか。	<p>千葉市の外郭団体である千葉市産業振興財団でご案内しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口(無料)：千葉市産業振興財団（経営・技術相談） TEL：043-201-9506

No.	種別	件名	回答
63	その他	税金上の取り扱い、課税となるのか。	この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入されるため、原則課税対象となります。
70	その他法人	NPO法人や社会福祉法人であるが、確定申告を要さない事業内容のため、確定申告書の控えがない。	確定申告の必要がないNPO法人の場合は、事業報告書や活動計算書を提出いただくこととなります。 ※なお、NPO法人の事業報告書は、毎事業年度3月以内に、前年度の事業報告書を提出することとなっております。具体的な提出方法や内容につきましては、市民自治推進課（TEL 043-245-5664）へご相談ください。
71	その他法人	（NPO法人）直近の事業報告書を提出していないが、ほかの書類で代用が可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・代用はできません。 ・行政側が特例等により提出期限を延長している等あれば、ご相談ください。